



>>> 家庭経済

介護にまつわるお金の話 <<< 第3回

在宅介護で利用できる 介護サービスとお金

はじめに

2025年には、団塊の世代が「後期高齢者」（75歳以上）になり、「大介護時代」に突入します。日本人の5人に1人が75歳以上になり、首都圏を中心に深刻な医療施設や介護施設の不足に陥ると見られています。この問題に対処するために国が推進しているのが、地域包括支援センターを拠点とする「地域包括ケアシステム」です。多くの人手にとって、今後は在宅介護が中心となりそうです。自宅で暮らしつつ、訪問介護や訪問看護のサービスなども活用し、自宅で亡くなるケースが増えると思われています。

在宅で受けられる

公的介護保険によるサービス

公的介護サービスは、大きく、居宅サービスと地域密着型サービス、施設サービスの

3種類に分けられます。今回は、「在宅介護」ということで、自宅に住みながら利用できる居宅サービスと地域密着型サービスについて、内容やかかる費用について整理します。

「居宅サービス」

自宅に来てもらって受けるサービスのほか、介護事業所や施設で受けるサービスがあります。実際には、サービスを組み合わせ利用します。他にも、介護環境を整える介護サービスがあります。

なお、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に住みながら受ける介護サービスも居宅サービスに含まれます。

主な居宅サービスは、次のようなものがあります。

「自宅で受けるサービス」

・訪問介護…ホームヘルパーが来て入浴や介護、調理・掃除などの生活援助をしてくれます。居宅サービスのうち最も利用が多いのがこのサービスです。



FP ラウンジ代表、
ファイナンシャルプランナー
豊田 真弓

【とよだ・まゆみ】マネー誌等のライターを経て、94年よりFPとして活動。相談業務や講演、マネーコラム執筆などで活動。教育資金から住宅ローン、老後資金、介護、相続などを柱に、「家計の永続性」の実現をサポート。「親の介護・相続と自分の老後に備える.com」を運営するほか、小田原短大非常勤講師も務める。座右の銘は「笑う門には福もお金もやってくる」。趣味は講談。

・訪問入浴介護…専用車両が自宅に来て、入浴させてくれます。

・訪問看護…看護師などが訪問し、診療の補助などをしてくれます。

・訪問リハビリ…理学療法士や作業療法士が来てリハビリを指導してくれます。

・居宅療養管理指導…医師が来てくれて、指導・管理を行います。

「施設などで受けるサービス」

・通所介護…デイサービスセンターなどに通い、日常生活の介助や入浴、レクリエーション、健康チェックなどを受けます。

・通所リハビリ…老人保健施設などへ行き、機能訓練や入浴などを行います。

・ショートステイ…介護者（介護をする人が病気などで介護できないとき、要介護者（介護が必要な人）が数日間入所し、介護、看護や機能訓練などを受けます。

・特定施設入居者生活介護…有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に住み

【表2】介護サービスの利用限度額（2020年8月現在）

要介護度	利用限度額 (月)	限度額まで利用したときの自己負担（月）		
		2割負担・3割負担 に該当しない	合計所得金額160万円以上で、 ・単身世帯：年金+他の所得 が280万円以上 ・65歳以上が2人以上の 世帯：年金+他の所得が 346万円以上	合計所得金額220万円以上で、 ・単身世帯：年金+他の所得 が340万円以上 (年金のみは344万円) ・65歳以上が2人以上の 世帯：年金+他の所得が 463万円以上
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

*大都市は利用料が高く、支給限度額は上記よりも高くなる。

*「合計所得金額」とは、収入から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、所得控除前の金額。

例えば要介護3の場合、上限額まで受けられる介護サービスの目安は次の通りです。必要な分だけ利用するのが原則です。

〈要介護3で受けられる介護サービスの目安〉

- ・訪問介護…週2回
- ・訪問看護…週1回
- ・通所サービスなど…週3回
- ・夜間巡回型訪問介護…毎日1回（おむつ替え等）
- ・ショートステイ…2カ月に1回
- ・介護ベッド・車いすの貸与

（参照…生命保険文化センター「介護保障ガイド」）

費用負担軽減に活用したい
「高額介護サービス費制度」

「高額介護サービス費制度」とは、要介護者やその家族の負担を軽減するための制度で、介護サービス費として支払った自己負担額（食事・居住費・滞在費・日常生活費は除く）が1カ月の限度額を超えた場合に、超えた分が支給されます【表3】。

- ・1日から月末までの自己負担分が対象
- ・福祉用具の購入費や住宅改修費の自己負担分は対象外
- ・介護保険の給付対象外は含まず
- ・世帯で合算できる
- ・などがポイントです。

高額介護サービス費の自己負担上限額は、一般・現役並み所得者か、住民税非課税者かで、上限額が異なります。2020年8月現在、一般世帯では月4万4400円が上限です。この限度額は原則、毎年見直されます。一般世帯の利用者負担割合1割の世帯にあった年間上限額（44万6400円）

【表3】高額介護サービス費の上限額

区分	上限額	
一般・現役並み所得者（課税所得145万円以上）	世帯 44,400円	
住民税非課税者	・前年の合計所得金額 +課税年金収入額が80万円以下 ・高齢福祉年金受給者など	世帯 24,600円 個人 15,000円
	・上記以外	世帯 24,600円
生活保護受給者等	個人 15,000円	

は2020年7月末でなくなりました。

現在、介護サービスを2〜3割負担で受けている人も1割負担の人と同じ高額介護サービス費の限度額が適用されていますが、今後、負担割合に応じた限度額の引き上げが予想されます。

費用負担で活用できるもう一つの制度は、高額医療・高額介護合算療養費制度です。公的健康保険と公的介護保険の両方のサービスを利用し、1年間（8月1日から翌年7月31日まで）にかかった医療・介護の「自己負担額」の合計が限度額を超える場合、超えた分が払い戻されます。ただし、高額療養費や高額介護サービス費で戻る分を引



>>> 介護にまつわるお金の話

【表4】高額医療・高額介護合算療養費制度の上限額

所得区分		70歳未満を含む世帯	70~74歳のみの世帯	75歳以上の世帯
標準報酬月額 (会社員・公務員)	総所得額 (自営業や年金暮らし)			
28万円未満	210万円以下	60万円	56万円	
28万円以上 53万円未満	210万円超 600万円以下	67万円	67万円	
53万円以上 83万円未満	600万円超 901万円以下	141万円		
83万円以上	901万円超	212万円		
住民税非課税者		31万円		
70歳以上で収入が年金のみの場合、 1人暮らしで約80万円以下、 2人世帯で約160万円以下 等		34万円	19万円（介護保険の自己負担がある人が複数いる場合は31万円）	

参照：生命保険文化センター「介護保障ガイド」

いた、実質的な自己負担部分です【表4】。たとえば、70歳未満を含む世帯で、標準報酬月額が28万円以上53万円未満の世帯で、公的医療保険と公的介護保険の自己負担額が年間80万円だった場合、80万円

67万円・13万円が、高額医療・高額介護合算療養費として戻ります。

国民健康保険や後期高齢者医療であれば、該当する世帯には申請書類が役所から届くので、記入・押印等をして返送することで申請できます。会社員で職場の健康保険に入っている場合は、健康保険組合に確認しましょう。

公的介護保険適用外の介護サービス

公的介護保険の適用外の介護サービスとしては、大きく2つあります。

1つが「上乗せサービス」です。ケアプランの組み方によっては、表2で示した介護保険の支給限度額を超えることもありませんが、その超える分を全額自己負担で利用することができます。

もう1つが公的介護保険に含まれないサービスのうち、自治体が一部負担して独自に提供するもので「横出しサービス」とも呼ばれます。メニューや費用は自治体で異なるため、介護サービスを受ける人が住んでいる自治体のサイトなどで確認しましょう。

〈横出しサービスの例〉

- ・ 配食サービス
 - ・ 緊急通報システム（ひとり暮らしの高齢者対象）
 - ・ おむつサービス（宅配、または購入費の助成）など
- この2つ以外にも実費負担があります。

通所サービスを利用する際は、食費が実費でかかります。ショートステイの場合は滞在費、食費も自己負担です（いずれも送迎費は通常、利用料に含まれる）。前述の特定福祉用具購入費や住宅改修費の支給分以外は、自己負担です。

さらに、医療保険が適用になる訪問診療（計画的な診療）や往診（予定外の診療）を受けたり、入院した場合などは、別途、医療費もかかります。

在宅介護の費用の平均はどれくらい？

生命保険文化センター「平成30年 生命保険に関する実態調査（過去3年間に介護を経験した人へのアンケート結果）」によると、在宅介護でかかった費用のうち、「一時的な費用」（住宅リフォームや介護用ベッドの購入費用など）の平均は67・2万円でした【次頁の表5】。「100万円以上」が合計14・5%であるのに対し、「15万円未満」が20・9%、「かかった費用がない」も12・8%と多く、かける場合とかけない場合に差があることがわかります。

一方、在宅介護で「毎月かかる費用」の平均は4・6万円でした【次頁の表6】。これは、公的介護保険サービスの自己負担費用を含む介護にかかった毎月の費用です。公的介護保険の限度額を超えて10割負担で利用する「上乗せサービス」や、公的介護保険適用外の「横出しサービス」、その他の

【表5】在宅介護の費用（一時的な費用の合計）

なし	15万円未満	15～25万円未満	25～50万円未満	50～100万円未満	100～150万円未満	150～200万円未満	200万円以上	不明	平均値
12.8%	20.9%	9.4%	7.6%	10.2%	7.0%	1.8%	5.7%	24.5%	67.2万円

【表6】在宅介護の費用（月額）

なし	1万円未満	1万～2.5万円未満	2.5万～5万円未満	5万～7.5万円未満	7.5万～10万円未満	10万～12.5万円未満	12.5万～15万円未満	15万円以上	不明	平均値
4.4%	8.6%	23.5%	15.9%	15.7%	1.8%	8.1%	0.5%	5.2%	16.2%	4.6万円

【表7】介護が必要となる期間（在宅介護の場合）

6ヵ月未満	6ヵ月～1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～4年未満	4～10年未満	10年以上	不明	平均値
7.8%	7.8%	12.8%	14.1%	15.7%	24.8%	15.1%	1.8%	53.1ヵ月

表5～表7 出典：生命保険文化センター「生命保険に関する実態調査」（平成30年）

費用なども含まれます。最も多いのは「1万円～2.5万円未満」で、「2.5万円～5万円未満」「5万～7.5万円未満」が次に多くなっています。月10万円を超える割合も13.8%あり、要介護度などによって幅があると考えられます。

介護が必要となる期間は、平均53.1ヵ月（4年5ヵ月）でした【表7】。それより短い期間の割合が高い一方で、「10年以上」も15.1%あることがわかります。

以上のデータから単純計算をすると、在宅介護でかかる介護費用の平均は約312万円となります。

初期費用67.2万円＋月4.6万円×53.1ヵ月＝311.5万円

将来の在宅介護に向けて 経済的な準備は？

データを参照するなら、在宅介護の場合、介護資金として最低300万円程度は確保しておく必要があります。介護が長期化した場合は費用がさらにかかるため、在宅介護を前提にしても、介護費は最低300万～500万円として、少し多めの準備をしておくのが安心につながりそうです。

特に、介護をサポートしてくれる人がいない場合は「上乗せサービス」が増える可能性もあります。また、前述のように、現役並み以上の所得の方は今後、高額介護サービス費の上限額が上がることも考えられるため、なるべく多めに備えておきたいも

の。老後資金を考える際、別途しっかりと見込んで確保しておくことが大事です。

現金で備えるのであれば、資金を入れた通帳に「介護用」と書いて用意するのも1つの方法です。医療費分も含めてさらに多めに準備をしておくのが理想です。一部を民間の介護保険・特約や認知症保険で備えるのも一法でしょう。

介護資金を用意していなかった場合は、持ち家の人なら、自宅に住みながら自宅を担保に資金を借りる「リバースモーゲージ」を活用する方法もあります（条件が合う場合に限る）。

認知症などにより意思能力を失うと資金管理ができなくなるため、代理人カードを作って親族に託しておく、いざというときの後見人をあらかじめ指定しておく（任意後見制度）、「家族信託」を利用して財産の名義を「受託者」である子供に移しておく、などの方法もあります。本人が元気なうちに、それぞれを知って最も合う方法を検討しましょう。

なお、認知症になって事故を起こしたときには、監督義務者が賠償請求される可能性があります。そうしたリスクに備え、親族の介護をすることになったら賠償責任を負ったときに補償してくれる「個人賠償責任保険」に入っているかの確認も必要でしょう。自動車保険や火災保険などに特約でついていることが多い、保険料が安い保険です。